# スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名:東京都ローラースポーツ連盟]

[記載日:令和6年2月13日]

## 【対応状況に係る自己評価】

A:対応している

B: 一部対応している

C:対応できていない

項目

対応状況

# 原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。

(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

団体としての規約を定め、規約に則り団体を運営している。

- ・多数決の原理で物事を決定している。
- ・団体の構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や運営方法 の管理等の団体としての主要な事項を確定させることができる。
- ・個人の私的口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の 口座を用い、管理・運営している。
- 12月に特定非営利活動法人格取得のための申請を提出済み。

今後は特定非営利活動法人に関する法律を遵守し、当連盟の定款に従い、運営及び 事業を実施する。

(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・大会やイベント、講習会等を行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施 設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守している。
- ・個人保護法を遵守し、個人情報の取り扱いについては十分留意して管理している。 今後、取り扱い規定の作成を検討する。

(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整 | A 備しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・会長1名、副会長2名、理事長1名、理事15名で年間5回、定例理事会を実施、 必要な場合は臨時理事会を実施している。
- ・定例理事会の中で定期的に決算や事業報告等を行っている。
- ・ホームページで団体の活動状況を団体の構成員に報告している。

### 原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。

(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・団体として目指すべき基本方針を策定した上で、事業計画、収支計画を策定して いる。
- ・事業計画については団体のホームページに公表している。
- ・収支計画については年に1回総会で構成団体に公表している。
- ・今後、中長期事業計画を検討し、財政基盤、ガバナンス基盤の強化を図る。

# 原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。

(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコン | B プライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・現時点ではコンプライアンス教育の実施が出来ていないが、(公財)東京都体育協 会の研修に参加するとともに、参加していない役員に対しては資料の配布、アーカ イブ情報の周知を行っている。
- (2) 指導者, 競技者等に対し, コンプライアンス教育を実施している か、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・現時点ではコンプライアンス教育の実施が出来ていない。今後、役員内で協議し 令和6年度に各種研修等を通じて実施を目指して計画していく。

#### 原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。

(1) 財務・経理の処理を適切に行い,公正な会計原則を遵守しているか。 B

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・現時点では団体の規約に会計処理に関する定めがないため、令和6年度末までに は決済の権限、範囲等の規程を定めることとする。

(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、 ガイドライン等を遵守しているか。

Α

(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)

・(公財)東京都体育協会の分担金を受けており、当該分担金に関する実施要項や事務の手引き等に従い、適正に会計処理を行っている。

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

- ・団体の規約に基づき、監事による監査を行うとともに、定期総会において前年度 の会計に関する計算書類の承認を受けている。
- ・今後、税理士を入れることも検討している。

# 原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに,組織運営に係る情報を積極的に開示することにより,組織運営の透明性の確保を図るべきである。

(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。

Α

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・団体のホームページにおいて組織概要(規約・組織図等)、組織運営情報(事業計画等)を公表している。今後は、さらに、組織概要(定款・倫理規定等)、組織運営情報(財務情報等)について整備し、令和7年度末までには開示していく計画である。

(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。

В

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・団体のホームページにおいて、組織運営に係る情報で組織概要(規約・組織図)は公表している。今後、令和6年度末までにスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況(セルフチェックシートの記入内容)を公開する。

原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合,ガバナンスコード <NF 向け>の個別の規定についても,その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。

自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード <NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)

#### NF 向けの原則 4 について

В

コンプライアンス委員会を設置すべきである。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・役員を構成員とし、令和6年度までにコンプライアンス委員会設立準備委員会(仮称)を設置し、令和8年度までにコンプライアンス委員会の設置を目標とする。。

## NF向けの原則8について

В

利益相反を適切に権利すべきである。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

現時点では団体の規約に利益相反に関する定めがないが、法人化後には令和6年度 末までに利益相反規定を作成し対応する。

# NF向けの原則9について

В

通報制度を構築すべきである。

(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)

・通報制度は構築していない。今後、(公財)日本スポーツ協会、(公財)東京都体育協会等の外部機関の通報窓口を活用しながら設置を検討していく。